

これまでのいじめ防止対策について

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であり、本市では、従来からの取り組みに加え、いじめ防止対策推進法の施行、更には本市で発生した自死事案に係る第三者機関による答申等を踏まえ、下記の対策を講じてきたところである。

1. いじめの未然防止に向けた取り組み

(1) 児童生徒に対する教育・啓発等

① いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施【平成 19 年度～】

5 月と 11 月にいじめ防止のためにキャンペーンを実施するとともに、児童生徒による自主的な取り組みを支援し、「いじめをしない・させない・許さない」という児童生徒の意識を高める。(※平成 26 年度までは「いじめゼロキャンペーン」として実施)

② いじめ防止「きずな」サミットの開催【平成 20 年度～】

市立小中学校・中等教育学校の代表児童生徒が一同に会し、いじめに対する課題を共有し、児童生徒が互いに「いじめをなくしたい」という強い気持ちを醸成するとともに、いじめのない学校にするために自分たちができることについて協議する。

(※平成 25 年度までは各区の中の一つの地域を指定の上実施)

③ いじめストップリーダー研修の実施【平成 27 年度～】

各学校において、生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するために、仙台市立中学校・中等教育学校の代表生徒による 1 泊 2 日の宿泊学習において、いじめ防止に向けた活動や意見交換を行う。

④ 情報モラル教育の推進【平成 27 年度～】

情報化が急激に進展する社会において、児童生徒が自ら判断して行動できる資質、能力の育成を図るため、学校と家庭が連携し、効果的な情報モラル教育を推進する。

(2) 学校体制の整備、支援、教員等の資質向上等

① いじめ対策専任教諭の配置【平成 28 年度～】

市立の全中学校、中等教育学校（計 64 校・64 人）に配置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るための対策を実施するとともに、事案発生時においては、担任の支援等中核的な役割を担う。

② 児童支援教諭の配置【平成 28 年度～】

いじめ、不登校、発達障害等の課題に対応するため、市立の小学校（計 60 校・60 人）に配置し、指導の中核、コーディネーターとしての役割を果たす。

③ いじめ対応等相談に係る教職員支援室の設置【平成 28 年度～】

いじめ事案への対応、学級経営、保護者への対応等、教職員からの職務上の相談に対する相談窓口を市教育センター内に設置。(相談員：教員 0B 2 名)

④ いじめ・不登校対策推進協力校の指定【平成 9 年度～】

いじめ・不登校対策推進協力校を指定し、市立学校におけるいじめ・不登校の問題に対する適切な指導について研究し、本市における指導体制の改善と充実を図る。

⑤ いじめ防止に向けた研修の実施【平成 28 年度拡充】

「いじめ対策担当教諭研修」・「生徒指導研修」等教育相談課が主催する研修や、「校長研修」や「フレッシュ先生研修」等市教育センターが主催する教職員向け研修において、いじめの未然防止や早期発見、対処等に関するプログラムを実施する。(H28 年度については、約 50 の研修を実施)

⑥ いじめ防止マニュアルの策定【平成 25 年度】

いじめ防止対策推進法の趣旨をはじめ、未然防止、早期発見、事案への対処等を盛り込んだマニュアルを全教職員に配布し、いじめへの共通理解を図る。
(H29 年度、いじめ防止マニュアルの改訂版を作成中)

(3) 保護者等に対する啓発

① いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布【平成 27 年度～】

いじめの理解促進、早期発見・早期対応のための家庭でのチェック項目や相談窓口の一覧等を掲示したリーフレットを作成し、市立学校の全児童生徒の家庭に配布する。

2. いじめの早期発見に向けた取り組み

① 24 時間いじめ相談専用電話の開設【平成 28 年度～】

教育委員会事務局内に、24 時間対応のいじめ相談専用電話を設置し、児童生徒やその保護者からの相談に応じ、早期発見と問題解決を図る。

② 仙台まもらいだーインターネット巡視【平成 22 年度～】

児童生徒の誹謗中傷や個人情報の流出等、インターネットに関わる問題を早期に発見して学校に情報を提供するほか、削除依頼や学校での指導に係る技術的な助言等を行う。

③ いじめ対策専任教諭の配置【平成 28 年度～】 ※再掲

④ 児童支援教諭の配置【平成 28 年度～】 ※再掲

3. いじめへの対処としての取り組み

① いじめ対策専任教諭の配置【平成 28 年度～】 ※再掲

② 児童支援教諭の配置【平成 28 年度～】 ※再掲

③ いじめ対策支援員の配置【平成 28 年度～】

いじめ事案の課題を抱える小学校に、元警察官や元教員をいじめ対策支援員として一定期間派遣し、校内の巡回・指導を行う。

4. 教育局の体制強化

① いじめ不登校対応支援チームの設置【平成 27 年度～】

学校教育部教育相談課内に「いじめ不登校対応支援チーム」を組織し、全市立学校の巡回訪問を行い、組織体制や取組状況の確認、困難事案に対する助言等を行うことで、学校へのいじめに対する適切な初期対応や継続指導を確実なものとする。

② スクールソーシャルワーカー・教育局配置のスクールカウンセラーによる支援

社会福祉上の諸課題に対して専門的な助言指導のできるスクールソーシャルワーカーと、児童生徒の心のケアや教職員へのコンサルテーションを行う教育局配置のスクールカウンセラーを学校に派遣し、それぞれの専門性に応じた支援を行う。

※SC は平成 28 年度～、SSW は平成 26 年度～（平成 28 年度拡充）